

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センタープライバシーポリシー

経 済 産 業 省  
厚 生 労 働 省

(基本的な考え方)

第一条 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下「本センター」という。）の円滑な運営を図るため、本センター運営者（経済産業省・厚生労働省）は、本ポリシーを制定し、渡航者等（事業目的で海外へ渡航する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、旅行業者等（旅行業法に定める旅行業等を営む者であって、渡航者等から委託を受けて、本センターを利用した事務手続（法律行為を除く手続をいう。以下同じ。）を代行する者をいう。以下同じ。）及び参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」（令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定）により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。）の個人情報が必要な範囲で取得します。

- 2 本センター運営者は、本センターの運営に当たり取得した個人情報を、本ポリシーの規定に従い、以下に定める利用目的の範囲内で適切に取り扱います。
- 3 本センター運営者は、本センターの運営に当たり取得する個人情報の取扱いを「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営規程」に基づき本センターの運営業務を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に委託し、受託事業者は個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及び本ポリシーに基づき個人情報を適正に管理します。
- 4 本センター運営者は、第5条第3項の規定に従い、受託事業者が個人情報保護法及び本ポリシーの規定に従って当該個人情報の当該個人情報の適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。

(本ポリシーの適用範囲)

第二条 本ポリシーは、本センターの運営に当たり取得する個人情報の取扱いに関して適用され、海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約（以下、「利用規約」という。）の一部として、一体として解釈されるものとします。

- 2 渡航者等、旅行業者等又は参加医療機関が利用規約に同意した場合には、本ポリシーに同意したものとみなされます。

(利用目的)

第三条 前条の個人情報については、本センターの安全かつ円滑な運営のために、以下に掲げる目的のためにのみ利用するものとします。

- 一 本センターにおけるアカウントの登録及び本人確認を行うため

- 二 渡航者等が自ら又は旅行業者等を通じて、参加医療機関と検査証明（検査による証明であり、その内容を記録した書面又は電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る実施契約（以下、「検査証明実施契約」という。）を締結することに関する支援を行うため
- 三 参加医療機関が検査証明実施契約に基づき渡航者等に対し直接又は旅行業者等を通じて行う検査証明の発行に関する支援を行うため
- 四 電磁的記録として発行された検査証明を一定期間保存・閲覧することを可能とするサービスの提供を行うため
- 五 本センターによるサービスの提供、維持、保護、検証及び改善並びに利用状況等の分析及び発信を行うため
- 六 本センターに関する各種通知、連絡、案内及びお問合せ等への対応並びに本センターの利用に関する情報の提供を行うため
- 七 利用規約又は法令に違反する行為に対処するため
- 八 前各号に掲げるものに付随する行為（本センター運営者が提供するスマートフォン用のアプリケーション（以下、「モバイルアプリ」という。）を含む。）を行うため

（取得する個人情報の範囲）

第四条 本センター運営者は、渡航者等から以下の情報を取得します。

- 一 氏名、住所、年齢、国籍、電話番号、メールアドレス及び生年月日
  - 二 所属企業等（ビジネス渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。）のみ）
  - 三 渡航先国、渡航目的、渡航日時、渡航期間
  - 四 航空券番号又は航空券予約番号
  - 五 検査手法、検査日及び検査場所
  - 六 パスポート番号
  - 七 前各号に掲げるもののほか、渡航者等が本センターのシステム（以下、「本システム」という。）に入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報
- 2 本センター運営者は、旅行業者等から以下の情報を取得します。
- 一 旅行業者等の法人番号、名称及び所在地
  - 二 旅行業者等の都道府県・観光庁登録番号及び旅行業法上の分類
  - 三 旅行業者等の担当者の氏名、電話番号、メールアドレス及び生年月日
  - 四 旅行業者等が渡航者等から委託を受けて本センターを利用した事務手続を代行するに当たり本センターに提供する当該渡航者等の個人情報
  - 五 前各号に掲げるもののほか、旅行業者等が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報
- 3 本センター運営者は、参加医療機関から以下の情報を取得します。
- 一 自機関の名称及び所在地

- 二 自機関の担当者の氏名、電話番号及びメールアドレス
  - 三 自機関において検査証明を実施する渡航者等のアカウント情報、検査日及び検査場所
  - 四 自機関において検査を行った渡航者等に関する検査通知書又は検査証明に記載された内容
  - 五 前各号に掲げるもののほか、自機関が本システムに入力する情報及びインターネットドメイン名、IPアドレスその他本センターに関するウェブサイトの閲覧等に関する情報
- 4 本センター運営者は、前条の利用目的のため、渡航者等が検査証明実施契約を締結した参加医療機関から以下の渡航者等の要配慮個人情報を含む個人情報を取得するものとし、渡航者等は、当該参加医療機関が本センター運営者に対してかかる個人情報を提供することに予め同意するものとします。
- 一 検査証明実施契約に基づき実施された検査の結果
  - 二 前号に掲げるもののほか、参加医療機関が検査証明発行に伴い入力する情報

(利用及び提供の制限)

- 第五条 本センター運営者は、渡航者等が本センターのサービス利用に当たり本センターに提供する個人情報及び旅行業者等が渡航者等から委託を受けて本センターを利用した事務手続を代行するに当たり本センターに提供する当該渡航者等の個人情報を、同サービスの利用に当たり参加医療機関に提供します。
- 2 本センター運営者は、前項に定める場合又は個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きにおいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報を前条に定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。
- 3 本センター運営者が保有する個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託する場合には、委託先の選定に配慮するとともに、受託事業者が個人情報保護法及び本ポリシーの規定に従って当該個人情報の適正な管理を行うよう、必要な監督等に努めます。本センター運営者の同意を得た上で、当該委託先が第三者に個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合であっても同様です。

(安全確保措置等)

- 第六条 本センター運営者は、取得した個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本センター運営者は、必要な期間を超えて、取得した個人情報を本システムに保存しません。
- 3 本センター運営者は、個人情報を提供した本人からの開示、訂正、削除、利用停止等の請求に対し、個人情報保護法その他の法令に基づき適切に対処します。

(本ポリシーの改定及びその方法)

第七条 本センター運営者は、本ポリシーを改定することがあります。改定する場合は、別途定める利用規約所定の方法でお知らせします。

(プライバシーに関するお問い合わせ先)

第八条 個人情報保護法の規定に従い個人情報の訂正、追加若しくは削除を請求し、又は個人情報の利用停止等を請求する場合その他本センター運営者が取得する個人情報の取扱いに関するご質問等については、本センターに関するウェブサイト内に掲載するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

制定：令和2年10月1日

改定・適用：令和2年11月25日

改定・適用：令和2年12月21日

改定・適用：令和3年4月8日